

告示

埼玉県告示第千二百八十二号

埼玉県水源地域保全条例（平成二十四年埼玉県条例第二十二号）第六条第一項の規定により、次の区域を水源地域として指定する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

市町村	大字
秩父市	伊古田、浦山、太田、大宮、小柱、上影森、久那、黒谷、定峰、品沢、下影森、田村、寺尾、栃谷、堀切、別所、蒔田、山田、上吉田、下吉田、吉田阿熊、吉田石間、吉田太田部、吉田久長、大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野
飯能市	赤沢、吾野、阿須、井上、岩渕、大河原、落合、上赤工、上長沢、上名栗、上畑、上直竹下分、上直竹上分、唐竹、荻生、北川、久須美、小岩井、小瀬戸、坂石、坂石町分、坂元、下赤工、下直竹、下名栗、下畑、白子、高山、虎秀、長沢、永田、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷、中山、原市場、飯能、平戸、南、南川
本庄市	児玉町秋山、児玉町飯倉、児玉町稲沢、児玉町河内、児玉町元田、児玉町小平、児玉町塩谷、児玉町高柳、児玉町太駄、児玉町宮内
日高市	北平沢、高麗本郷、清流、高岡、新堀、山根、横手
毛呂山町	阿諏訪、大谷木、小田谷、権現堂、宿谷、滝ノ入、毛呂本郷
越生町	上野、大谷、越生、上谷、黒岩、黒山、小杉、鹿下、大満、龍ヶ谷、津久根、堂山、成瀬、西和田、如意、古池、麦原
嵐山町	鎌形、志賀、千手堂、遠山、平澤
小川町	青山、飯田、鞆負、笠原、上古寺、木部、木呂子、腰越、

										鳩山町	熊井、須江、高野倉、竹本
										ときがわ町	大附、大野、梶平、雲河原、五明、関堀、瀬戸元上、瀬戸元下、田黒、田中、玉川、西平、馬場、番匠、日影、別所、本郷、桃木
										横瀬町	芦ヶ久保、横瀬
										皆野町	大淵、金崎、金沢、上日野沢、国神、下田野、下日野沢、野巻、三沢、皆野
										長瀬町	井戸、岩田、風布、長瀬、中野上、野上下郷、本野上、矢那瀬
										小鹿野町	飯田、伊豆沢、小鹿野、河原沢、三山、下小鹿野、長留、般若、日尾、藤倉、両神薄、両神小森
										美里町	白石、円良田
										神川町	池田、上阿久原、下阿久原、新宿、二ノ宮、矢納、渡瀬
										寄居町	秋山、折原、風布、金尾、桜沢、末野、立原、西ノ入、鉢形、藤田、三品、寄居
										東秩父村	大内沢、奥沢、坂本、白石、御堂、皆谷、安戸

ただし、右のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域は除く。